

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東御市長 花岡 利夫

市町村名 (市町村コード)	東御市 (202193)
地域名 (地域内農業集落名)	北御牧地区 (田楽平、上八重原、中八重原、下八重原、切久保、八反田、本下之城、田之尻、宮、畔田、御牧原南部、御牧原北部、布下、島川原、大日向、羽毛山、郷仕川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・八重原地区(田楽平、上八重原、中八重原、下八重原)
水田農地は、既存担い手で集積が可能である。畑地については担い手不足が課題となっている。
- ・御牧原地区(御牧原南部、御牧原北部)
水田農地は、既存担い手で集積が可能である。畑地については担い手不足が課題となっている。
- ・鹿曲川及び千曲川沿い(切久保、八反田、本下之城、田之尻、宮、畔田、布下、島川原、大日向)
水田農地は、既存担い手で集積が可能である。畑地については担い手不足が課題となっている。
なお、狭小な農地が点在しており、大型機械が入らず管理が困難であり、山林化・荒廃化しつつある。
- ・羽毛山・郷仕川原地区(羽毛山・郷仕川原)
水田農地・畑地共に、既存の担い手が少なく、山化が進んでいる農地や日当たりが悪く耕作できない農地があり、維持管理が困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・北御牧地域は、水稻、スイートコーン、白土馬鈴薯、ブロッコリーが主要作物として栽培されている。
- ・水田農地については、既存の担い手農家に集積していく。
- ・現在、担い手農家の高齢化が進んでいるため、地域の話し合いを定期的に行い、10年後を見据え農地の集約化を進めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	930 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	930 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現状担い手が耕作している農地及び地域計画の協議の場による話し合いの結果に基づき設定。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 担い手を中心に集積・集約化を進め、集約面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農業農村支援センターと調整しながら、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農道や用水の老朽化が進んでおり農業者の負担となっている。 基盤整備(農道や水路の補修)に取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市や佐久浅間農業協同組合等と連携し相談から定着まで切れ目ない支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

鹿の被害が特に深刻になってきており、農産物への被害が大きくなっている。市の補助金を活用し電気柵の設置を進めていく。

猟友会と連携し、鹿の頭数管理を検討する。

⑦保全・管理棟

中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。

⑩その他

もみ殻を肥料として活用している。